

附則（昭和六三年七月一日政令第二二）

四号) 抄

この政令は、不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十三年

七月一日) から施行する。

附 聲 (平成二年一月一日政令第
三五二号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施

行する。

附 貞（平成一七年二月一八日政令第二四号）抄

第一條 この政令は、不動産登記法の施行の日（施行期日）

（平成十七年三月七日）から施行する。

（首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律による不動産登記に関する政令）

等の廢止)
第二条 次に掲げる政令は、廢止する。

第一回 深い打ける政令は廻上する
首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の

整備に関する法律による不動産登記に関する政令（昭和四十一年政令第二十号）

二 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の 整備及び開発二周二三の動向

整備及び開発に関する法律による不動産登記に関する政令（昭和四十七年政令第三百七十一

三　流通業務市街地の整備に関する法律による 六号)

不動産登記に関する政令（昭和五十年政令第 二十一号）

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整 七号)

備に関する法律による不動産登記に関する政令等の施行に半ば終焉（措置）

等の厚生省に付・総理指揮)

市街地開発法等による不動産登記に関する政令（以下この条において「新令」という。）第十一

条から第十三条までの規定において準用する新
令第二条ハ、第七条までの規定は、第三項の場

今第二条から第六条までの規定は、第三項の場合を除き、この政令の施行前に生じた事項にも

適用する。ただし、前条の規定による廃止前の同条第一号から第三号までに掲げる政令（以下

この条において「旧令」という。) の規定による。」

り生じた效力を妨げない
この政令の施行前にした旧令の規定による処

分、手続その他の行為は、次項の場合を除き、新令の相当規定によつてしたものとみなす。

新古今和尙辨定

3 この政令の施行前にされた登記の申請に係る登記に関する手続については、なお従前の例による。

4 前二項に定めるもののほか、前条の規定による同条第一号から第三号までに掲げる政令の廃止に伴う登記の手続に関し必要な経過措置は、法務省令で定める。
